

第九章 土木

水利

本村の地はもと住吉浦の海濱なりしが、時代の推移と共に海底漸次露出して、陸地と化せし所なれば昔時村の西部は直ちに大阪灣の海に面したりと雖も、海は極めて淺く、而かも年々に埋没せられて洲地を増すの傾向を有するものなれば、護岸の要更になく、且つ村内は土地平坦にして、河川の見るべきものなれば、治水の必要もなく、従つて治水等に關する土工の起されしものなし（徳川時代の中葉、元祿十一年西方の海濱に津守新田の、開拓せらるゝと同時に、村の西邊に十三間川の開鑿せらるゝものあり、之實に本村に關係ある治水工事の最も顯著なるものなり、さればこは後段十三間川の項に詳述すべし）。

然れども由來本村は極めて水利に乏しく、西邊に十三間川ありと雖も、夏季は概ね涸渴して流水を見ず、従つて村内耕地の灌漑の用をなさざれば、域内の耕地は悉く火田にして、水田は殆んど之を存せず而かも夏季の候には酷苦の勞なしとせず。然れども村内には池沼の設けらるゝものなく、耕地の灌漑用水は専ら井水に依るのみ。尙ほ又一朝霖雨あれば、たちまち東方住吉村の高地より濁水奔下して材木川

を始め、村内數條の小溝は何れも流水横溢し、ために附近の耕地は毎年濁水の氾濫を免れざるの虞れあり。然れども之亦其の被害の程度は極めて輕微なるが上に、近年村の著しき發展と共に耕地は次第に面積を失ひ、而のみならず濁水の氾濫も、高野鐵道の東方の高地に敷設せられてより、其の附近の雨水は北方玉出町方面及び南方材木川に流下する事となりしかば、村内の溝洫には殆んど流下を見ざるに至り。従つて村内は全然水患を免るゝ事となり、從來溝洫の兩岸には何れも、高さ三四尺幅二間餘の堤防を存せしも、今は全然之が必要なれば、近年之等の堤防は多く之を切下げて、道路の新設を見たるもの多し。

十三間川

十三間川は東成郡敷津村の東南端、大和川堤の字三關の水門より同川の水を引き、墨江、敷津兩村の境界を經て、本村の西邊を過ぎ、更に北流して鈴川の下流なる七瀬川に合し、更に木津川に注ぐ。今は幅員僅かに三間乃至五六間に過ぎざる細流にして、水深も淺く、而かも流水は溷濁して、一見下水溝の如き状態をなし、加ふるに夏季は概ね涸渴して、春秋冬の三季のみ漸やく輕舸の運漕を見るのみなりと雖も、もと其の名を新堀又は内川と稱し、元祿十一年に開鑿せられたるものにして、一説に依れば畿内治河の舉あるに際し、彼の有名なる治水家河村瑞軒の設計に成れる運河なりと謂ひ、又一説には津守新

田の開拓せらるゝに際して、附近の排水路として掘鑿せられたるものにして、何等運河の意味に於て掘鑿せられたるものにあらずとなす。而して其の孰れが真なるかは詳かならざれども、恐らくは後説眞に近かるべし。即ち本川は開鑿當時、其の延長四十四町にして幅員十三間を有せしかば、俗に之を十三間川と呼ぶに至れり。又攝津志に依れば『木津村の西に起り、木津川の水を引き、堺の北に於て海に注がしむ』とあり、明かに本川が木津川の水を引いて、南流せしめたるものなる事を記せり。されば現時は全たく正反対に流れたるものにして、こは一見全たく奇異の感なき能はず、現今地勢より推察するときは、攝津志の記すところは到底今人の首肯し能はざる所なるべし。然れども仔細に考究せんか、攝津志の記すところ全たく事實にして、即ち本川の開鑿せられたる當時は、未だ大和川は現時の如く西に轉鑿せられず、北流して淀川に注げる時代なれば、大和川の水を引く事能はざりしは素より、今日の十三間川の上流地たる敷津村の邊は、全たく海濱の葭洲にして極めて低濕なりしかば、到底此の附近的水を引きて北流せしむる事能はざりしや必せり。故に本川がもと木津川の水を引いて、南流せしめられたるものなりしは、極めて當然の事なりとなざるべからず。然るに其の後間もなく寶永元年には、新大和川の掘鑿成り、茲に始めて大和川の西流を見る事となり、斯くて年々大和川より流出する土砂のために、其の河口附近は急速の度を以て埋没せられ、土地漸次高まるに及び、遂に十三間川の水も南流する能はざるに至り、後には反つて大和川の水を引きて木津川に注がしむる事とはなりぬ。而して其の何時

の頃より大和川の水を引きて、北流せしむるに至りしかば詳かならざれども、攝津志の記す所に依つて之を考察せんか、享保の頃までは依然南流せしものなる事は明かなり、尙ほ本川は昔時より運河として貨物の運搬並に旅客の來往等に利用せられ、明治初年の頃までは最も頻繁に利用せられたりしと謂ふ。而して始めて運河の用をなすに至りしは大和川の水を引きたる後の事にして、其の以前にありては殆んど之を見ざりしものゝ如し。

又昔時十三間川の流水は極めて清冽にして、沿道の住民は何れも皆、其の水を飲料に供したる程にして、明治十二年に記されたる中在家村誌にも『水淺く流水緩にして清めり』とあり。更に十數年前までは川の兩岸に幅員四五間、高さ四尺餘の堤防を存し、昔時は其の上に松の並木あり、天保頃の中在家明細帳に依れば『並木松百三十本』とあり、而かも其の間に楊柳の茂れるありて頗る風情に富みしかば明治初年の頃までは毎年陰曆三月の頃より初夏の交には、大阪より遊客の盛に樓船を浮べて、住吉濱の沙干狩又は住吉參りのため、通行する者甚だ多かりしと謂ふ。然るに今は全たく昔日の面影を沒し、並木の松は村の西北隅に残れる一本の古木に、僅かに其の名殘をとゞめ、川は埋れて漸次其の幅員を失ひ流水は年々に溷濁の度を増し、今は僅かに輕舸の運漕及び附近耕地の灌漑の用に供せらるゝのみとなり漸やく運河の痕跡を留むるに過ぎず。而のみならず大正五年には、右岸の堤防も之が切下工事を行ひしかば、今は堤防すら残らずなりぬ。されば現時の十三間川の様を見ては、何人か其の變遷の甚だしきに

一驚せざるものあらんや。

堤防切下工事

次に最近に於ける本村の土木工事として特記すべきは十三間川の堤防切下工事なりとなす。即ち十三間川の堤防は前項に述べたるが如くなれども、元來同川の流水は大和川の三關の水門より分岐せられたるものなれば、全然洪水等の憂なく、ために堤防は全たく之が必要なかりしのみならず、堤防は從來附近の農民の大阪市内より集め來れる塵芥の置場に充てられ、宛然堆積肥料の製造場の如き觀を呈し、頗る不潔なるものなりしかば、其の存在は村の發展を著しく阻礙するものありしを以て、大正五年之が切下工事をなすと同時に道路の新設、並に十三間川底の浚渫を行ひ、更に一面に於ては不用堤防敷の拂下を受けて、之を村費の財源に充つるの目的を以て同年三月二十九日附にて左の如き願書を提出せり。

堤防切下道路新設不用堤防敷廢公用並河底浚渫許可願

西成郡粉濱村十三間川右岸堤防

一 堤防切取 長五百六十八間六分二厘(平均巾四間、高六分二厘)

一 道路新設 同
(巾十二尺)

一 河底浚渫 同
(平均巾四間、深一尺五寸)

一 不用堤防敷廢公用 二千二百七十四坪三合八勺

右十三間川右岸の堤防は從來本村に於て維持保存爲し來り候處今や土地の發展上存置の必要無之のみならず從來附近農民等が大阪の塵芥を持來り殆んど堆積肥料の製造場の如き有様にて衛生上有害甚敷附近住民の困難敢て見るに忍びず該河底の如き元來前後の水位より見る時は常に高く加ふるに近年殆んど浚渫せし事なき上に年々自然と瓦礫を投棄し來り爲に毎年夏季に至れば涸渴の姿に立至り、加ふるに先年東成郡住吉村所屬大阪酒精製造會社殘滓の流下を見るに至り以來一層困難を來せし等を始め衛生上其他困難の状態枚舉に暇あらざる儀に候へば今般前記の通り堤防切取と同時に道路を新設し從來不均一の川巾を一定にし水位を充分ならしむると同時に底地は附近地と同一に均し不用分は公用廢止の儀御許可相成度別紙圖面設計書並に村會議事錄謄本相添此段奉願候也

大正五年三月二十五日

西成郡粉濱村長 芝 村 福 三

大阪府知事 大久保利武殿

斯くて同年六月十六日之が許可を得しかば直ちに工事に着手し、九月末に至りて全部之が工を終へたり。因つて更に同十月六日不用堤防敷二千二百七十四坪(住吉橋以北の寄洲をも全部之を包含す)の無償拂下願を提出し同年末に至りて之が許可を得るに至れり。されば茲に村は更に之を分割して個人に拂

下ぐる事として、之が賣上高三萬餘圓を得て、之を小學校々舍の増改築費及び校地擴張費に充當し、以て完全なる新校舎の竣工を見るに至れり。故に本工事は單に土木事業として特記すべきものなるのみならず、本村財政史上將又教育沿革史上没すべからざるものなりとなさざるべきからず。

尙ほ後大正十二年には十三間川左岸の、本村に屬すべき堤防敷の貸下を受けて、右岸の堤防同様切下工事を行ひし事あれども、之を略す（第七章教育青年團の項参照）

第十章 交通

交通の便否は直ちに、其の地方の開發の程度に至大なる關係を有するものにして、其の地方に於ける産業、風俗其の他凡ゆる方面に至大なる影響を及ぼすものなれば、交通の便否は最も刮目せらるべきなり。今本村の交通狀態の概要を述べんに、本村は其の位置大阪、堺兩商業都市の中間に位し、而かも其の主要通路たる紀州街道は村の東部を南北に貫き、古くより交通至便の村なり。更に村の西邊には十三間川の舟楫の便あり、ために益々交通の便備はれりとなすべし。尋いで近時鐵道及軌道等の近代的交通機關の發達するや、本村は明治十八年に阪堺鐵道（南海鐵道の前身）の敷設せられしを始めとして、其の後阪堺電鐵、南海上町線等の電鐵敷設せられ、益々交通至便の地となるに至れり。

是れ實に本村が其の位置絶好の場所なるがため外ならず、而してこは住民として最も幸福なりとなさ

ざるべからず。即ち以上述べたる所は交通の概論なれども、更に左に道路、橋梁、鐵道、軌道及び其の他村内の交通狀態に就きて詳細に記述する事とせん。

道路及橋梁

現時村内に於ける道路の主要なるものは、村の東部を南北に通する紀州街道、即ち國道第二十九號路線を始めとして、府道は西部十三間川に沿ふて南北に通するもの、及び紀州街道より分岐して、北方に通する所謂勝間街道なるものあり、更に村の南部には紀州街道より分れて、住吉村を經て平野郷町に至れる所謂住吉街道の一部、村内に通するものあり。更に村道の其の間を東西南北縦横に連ねるものあり而して之が路線は總て百六十二線にして、其の延長四里十七町十六間の長きに及べり。されば村内は道路網よく發達せりとなすべきなり。尙ほ左に重なる道路に就いて記さん。

紀州街道 紀州街道は北方玉出町より、本村の東北部字木津道を經て、字大野、陣屋前の境界を過ぎ字東の口を經て、墨江村大字長峠に通じ、道幅九間半にして今は阪堺線の軌道をも併用せり。而して其の沿革は第四章沿革新家（付紀州街道）の項に述べたる所なれば、之を略すれども古來堺以南の泉州、紀州に通する主要通路にして、人馬の往來頗ぶる頻繁なるものあり。後南海鐵道の敷設せられしかば、貨客の運輸は其の大部分を之に奪はれたりと雖も、尙車馬の來往極めて頻繁なるものあり。

津守堺線 府道津守堺線は北方玉出町より、十三間川の堤防に沿ふて、村の西邊を過ぎ、南方墨江村大字濱口に至る道路にして、村内の延長五百六十餘間、幅員二間乃至四間を有し、附近農產物等の運搬の用に供せらる。而して是れ元郡道なりしが、郡制廢止と同時に今は府道に屬せしめらる。

勝間街道 村の東北部字木津道に於て、紀州街道より分岐して北方玉出町を經て關西線今宮驛に至る而して其の本村内に屬するもの、僅かに一町半餘に過ぎざれども、道幅二間を有し、車馬の來往頻繁なり。今府道に屬す。

住吉街道 もと此の道路は墨江村大字長峠より、住吉神社の北邊を縫ふて、上住吉に至れるものなりしが、大正十二年の頃村の東南部、字十王前の南端より、新たに開鑿せられたるものなり。而して其の本村内に屬するもの、僅かに十數間に過ぎず。

次に村道の重なるものは左の如し

- (一) 家東の口より字八幡、高岸を經て西方豊年橋に至るもの。
- (二) 字底より字粉濱、高畑の境界を經て字今開に至り住吉橋に通するもの。
- (三) 字八幡より底、キトラを經て字西大野、北溝筋、古屋敷、溝ノ側の境界を過ぎて北方玉出町に至るもの。
- (四) 字キトラより南海本線に沿ひ、北進して字東大野、北溝筋を經て北方なる玉出町に至るもの。

(五) 村の北端玉出町の境界附近に於て紀州街道より分岐し、玉出町との境界線を縫ふて、西方十三間川堤防に至るもの。

尙ほ此の他にも村内を縦横に走り、前記の幹線を連ねる道路頗ぶる多く、一々枚舉に遑あらず、然れども一々記すときは極めて繁多なれば、茲には之を略す。

以上述べたるが如く、村内の道路網は著しく發達し、其の延長の如きも面積に比して頗ぶる長じて雖も、村内の道路中幅員三間以上を有し、自動車の交通自由なるは、僅かに紀州街道あるのみにして、他は何れも二間以下の小道路なり。而かも其の道路たるや頗ぶる曲折多く、極めて雜然たるものなり。斯くの如きは本村が未だ戸口左程稠密ならざりし當時にありては、何等遺憾なるものなかりしも、今や人口一萬數千を數へ、將來大大阪の一部として、更に一層の進展を期待せらるゝ本村としては、尙ほ運輸交通上遺憾なしとせず。

次に橋梁は村内に河川の見るべきものなれば、特筆すべきものなく、唯西部十三間川に架せる住吉橋、豊年橋の二箇の土橋あるのみにして、他は村内の溝澗に土橋又は石橋の架するものあれども、何れも五六尺の小橋なれば一々之々記さず。

鐵道及軌道

本村が近時急激なる發展を見たるは、其の位置、地勢等の天與の條件に於て、頗る有利なるものあり更に大阪市の著しき膨脹に伴ふ必然の結果に外ならずと雖も、交通機關の發達殊に鐵道及び軌道等の近代的交通機關の力に俟つ事亦極めて大なるものありとなざるべからず。而して本村に關係を有する鐵道及び軌道は、南海鐵道株式會社の營業路線たる、南海本線(鐵道)、阪堺線(軌道)、南海上町線(軌道)の一鐵道、二軌道なりとなす。されば左に之等の鐵道及び軌道の沿革、内容及び本村との關係に就きて其の概要を記す事とせん。

南海本線 南海本線は大阪市南區難波より天下茶屋、住吉、堺其の他大阪灣の東岸に沿へる、泉州の各都邑を連ねて、紀州和歌山市に至る、延長四十哩の鐵道にして、其の路線は北方玉出町より村の東北部、字木津道にて本村内に入り、字北溝筋、大野、東大野、キトラ、東の口、八幡等を経て、南方なる住吉公園に至る、其の本村内に於ける延長約八町餘にして、其の間キトラには粉濱驛の設けらるゝものありて、村民の交通上裨益するところ頗ぶる多し。而して今其の沿革を見るに、即ち本鐵道は本邦私設鐵道中最も古き歴史を有するものにして、其の前身は之を阪堺鐵道と稱し、明治十七年六月始めて難波大和川間の鐵道敷設認可を得て、資本金貳拾萬圓の株式會社を組織し、同十八年二月之が工事に着手せり。斯くて同年十二月に至り始めて難波、大和川間の開通を見る事となれるものにして、是れ實に我國私設鐵道の嚆矢なりとなす。而して當時住吉停車場を村内字東の口(現今の住吉警察署裏)に設けしか

ば、本村はたちまち南大阪に於ける交通の要路となるに至れり。其の後路線は漸次南に延長せられて、同二十六年には和歌山市に達し、更に路線も逐年に改善せられて、同三十八九年の頃より漸次電車の運轉を開始する事となり、更に其の後幾何もなく、客車は全部汽車を廢して電車のみとなし、更に近年汽車は全然之を廢止するに至れり。又一方住吉驛を廢して、之を現今の如く住吉公園地内に移轉し、以て住吉公園驛を新設すると同時に、更に村内には現今の場所に粉濱驛を新設せり。されば爾來益々村民の交通上に資すること多きに至れり。

阪堺線 阪堺線は大阪市南區戎町より、泉北郡濱寺公園に至る、延長八哩九分の電氣軌道にして、南海本線と共に阪堺間に於ける、最も主要なる交通機關にして、本村亦便益を受くる事至大なり。而して其の本村内に於ける路線は紀州街道の路面に沿ひ(前項紀州街道の段参照)、村内に東粉濱、塙西の二停留所を設け、住吉交叉点の停留所亦村の東南邊にあり、以て村民の交通上に貢献する所多し。

本線はもと阪堺電氣軌道株式會社の經營する所にして、明治四十一年始めて戎町、堺間の開通を見たるものなるが、爾後一時南海鐵道との間に激烈なる競争をなせしも、遂に大正三年二月兩社合併して、今は南海鐵道株式會社の營業路線となる。

南海上町線 次に南海上町線は省線天王寺驛前より、南海本線住吉公園驛前に至る、延長三哩三分の短距離電氣軌道にして、其の本村内を通ずるは、村の東南端字十王前の一部分に過ぎず、且つ村内に停

留所の設けらるゝものなけれども、住吉交叉点は村の東南邊に隣接せるものなれば、亦以て村民の交通上資する所なしとせず。

第十一章 通信

本村は村内に通信機關たる郵便局の設けらるゝものなく、郵便、電信孰れも住吉郵便局の集配管内に屬し、又村内電話の架設せらるゝものありと雖も、之亦其の交換事務は住吉局内に於て取扱はる。而して住吉郵便局は墨江村大字長峠四十一番地に置かれ、村の東南端より約一町餘の南方に位せり。されば村内に郵便局の設けらるゝものなしと雖も、村民は通信上さしたる不便を感じる事なし。而のみならず南海本線粉濱驛に於て、公衆電報をも取扱ふるものなれば、又以て通信上益する所多し。

然れども本村の如く、今や人口一萬數千を數ふるの大村にして、村内に一箇の郵便局の設けなきは、等しく村民の遺憾とする所にして、村内有志中には其の中央部に、無集配三等郵便局の設置に關して寄々運動するところあれども、未だ之が設置の運びに至らざるは、眞に遺憾なりとなさざるべからず。尙ほ左に住吉郵便局に就きて其の沿革並に通信事務の状況を記さん。

住吉郵便局

住吉郵便局は始め明治三十三年、無集配三等郵便局として、電信以外の一般通信事務取扱を開始し、同三十五年特設電話開通、同四十一年特別三等局に昇格して、集配事務を開始し、同時に電信事務取扱を開始せり。更に同四十二年三月には電話交換事務取扱を開始し、越迄て大正十二年四月二等郵便局に昇格し、以て今日に及べり。

郵便物取扱數

年 次	普通郵便		小包郵便		電報	
	引受數	配達數	引受數	配達數	引受數	配達數
明治四十一年	三四、〇〇七	三五、一八六	不明	不明	一	一
大正元年	三七、八五	五六、九〇〇	四、六八	六、九五	二、五四	六、九四
大正七年	一、〇四、八〇	二、四五、〇八	一四、九〇五	三、七八六	一五、四九	三、六八
大正十二年	一、八〇、二〇	二、七四、一三二	一七、一五	三五、五八	二六、三九	四、一八三

郵便貯金

年 次 年度末預金者人員 同 金 額

大正五年度	四、一七一	一一九、四一九・〇〇〇
大正八年度	九、二三一	三〇九、〇一六・〇〇〇

大正十一年度

一一、〇三〇

六七三、〇二七・〇〇〇

尙ほ本局に於て取扱へる簡易保険の状況を見るに、大正十四年一月末現在に於ける、簡易保険加入者人員四千二百三十八、之が保険料參千四百七拾圓四拾錢にして、保険金總額五拾五萬五千貳百六拾四圓の

多きに達す。

第十二章 衛生

衛生施設と死亡率

衛生は人類生存の要素にして、而かも各人の健康發達を期するの術なれば、其の成績の如何は、以て直ちに國家社會の盛衰に及ぼす影響や、實に至大なるものあり。されば苟しくも之を等閑に附し去るべからざるは素より、常に深く心すべき事にして、殊に本村の如く大都市に接近し、且つ交通頻繁なる土地にして、年々著しき戸口の増殖を見るべき土地にありては、特に深甚なる考慮を廻らし、以て衛生上の諸般の施設を完備せざるべからず。而して近代の都市的衛生施設中、最も重要なものは上水道の施設、下水道の完備、傳染病豫防に關する施設、塵芥、汚物、屎尿の處分問題等なりとなす。而して本村

内に於ける之が施設の状態に就いては、後段に夫々詳述する所あれば、此には其の概要を記さん。即ち本村は上水道の施設は最近之を完成し、下水道の設備亦比較的に備はり、更に傳染病豫防方並に塵芥、汚物等の處分方法も亦、よく備はれりとなすを得べく、敢て他の附近の町村に比して遜色を見ず。

次に村内の最近に於ける、出生並に死亡率に就いて見るに、最近五ヶ年間(大正七年より同十一年迄)の出生數は二百七十五人にして、之が人口千分率二三・一五に當り、之を郡内他の町村に比較せんか、多きこと第十三位に居り左程良好なりとなす能はざれども、其の死亡數は百九十人にして、之が千分率二二・二一に當り、之を郡内他の町村に比較すれば、少なき事第六位に居り、其の成績稍良好なりとなざるべからず。然れども此の數字を以て直ちに、村内の衛生状態の良否を推斷する能はざるは勿論の事なり。されば左に村内の衛生施設の現狀に就いて述べん(上水道の施設に關しては特に次章に之を述ぶる事とする)。

傳染病院

衛生上最も恐るべきは傳染病の流行にして、古往今來之が慘禍を被り、而かも酸鼻を極めしこと擧げて數ふべからず。今之を史書に見るも『死屍路傍に放棄せられ』又は『之を積んで山をなし』或は『其の斃死算なし』などあるが如き、敢て珍らしからず、以て如何に猖獗を極め、慘禍を逞ふせしか又傳染

病の流行が如何に恐るべきものなるかを想像し得らるべし。今本村に就いて傳染病の流行史を見るに、村内に記録の存するものなれば、古き時代は素より明治維新後のことにして、詳細に之を知る能はざれども、故老の言並に府の記録等に依れば、明治十一年五月より同年十二月にかけて、府下各地に亘りて虎列刺病流行し、府下の患者九千三百餘、死亡者七千三百餘を算し、此の附近にも盛に流行し、本村亦其の厄を免れざりしと謂ふ。更に同十八年及び同十九年には又も虎疫猖獗を極め、殊に此の時の流行は十八年夏の、府下各河川の大水害の後を承けて、慘害は一層甚だしきもあり、十八年には西成郡内に患者數六百五十餘を出だし、十九年には患者數三千六百六十、死亡數二千六百三十に達したりと謂へば、以て如何に此の地方に猖獗を極めたりしかを知るべし、殊に此の年には腸窒扶斯、天然痘も亦大いに流行して、郡内の患者數二千餘、死亡數八百餘に達したりと云ふ。されば此の年の西成郡内に於ける、傳染病患者總數は實に五千八百餘にして、内死亡數三千八百八十餘に達し、當時の人口十三萬に對比せんか、患者は千分の四十五に相當し、死亡者は千分の三十に相當せり。以て慘禍の程度如何に甚だしかりしかば、略之を想像し得らるべし。されば今尙ほ里老の間には當時の慘状を記憶する者多し。故に斯くの如き恐るべき傳染病の驅除豫防策は、衛生施設中最も重要なものなり。

而して本村に於ける此の種の施設を見るに、今宮、玉出、津守の三ヶ町村と共に四ヶ町村組合を以て傳染病院を村の西北方に當る津守村字小雛畠に設置して、傳染病の傳播を防止することせり。今其の

概要を述べんに、始め西成郡にありては、明治三十年大阪市の第一次接近町村編入の後、粉濱村外十九ヶ町村衛生組合なるものを設けて、傳染病流行の際に備ふる事とせしも、郡は大阪市に依つて南北に二分せられ、南部の四ヶ町村と北部の十五ヶ町村とは、土地全たく懸絶し、双方の間に土地の状況其の他全然相違するものありしかば、同三十二年衛生組合を南北に二分し、南部は粉濱村外三ヶ村組合を組織することせり。斯くて同組合は勝間村字岸山に、平家建八十六坪の傳染病院を設置し、勝間村長をして之が管理の任に當らしめ、各村より組合會議員を人口に比例して夫々敷名宛選出して、之が經營に預らしめ、且つ之が經費は各村より人口及び家屋箇數の比例に應して分擔し、以て之が經營をなす事せり。

然るに爾來各町村の戸口は年と共に著しく増加し、從つて收容患者の數も漸次増加するに至り、且つ在來の病舎は其の建築頗ぶる舊式にして、設備亦不整頓なるものありしかば、夙に之が改築の議あり、殊に岸山の地は漸次附近に住宅の設けらるゝもの多く、而かも其の位置紀州街道に隣接するものなれば交通頗ぶる頻繁なるものあり、從つて斯くの如き場所に避病舎を置くは、公衆衛生の趣旨に悖る所より茲に大正八年之が移轉改築の議起り、四ヶ町村協議の上敷地を選定する事とせしも、之が敷地に就いては四ヶ町村の間に議容易に纏まらず、頗ぶる困難を生じたるも、後漸やく現在の地に決定せしかば、茲に經費六萬二千圓を投じて、同九年二月工事に着手し、同年六月之が竣工を告ぐるに至れり。

而して現在の設備は敷地坪數一千八百四十七坪にして、病室五十室を始め醫務室、調剤室、事務室、試驗室、會議室等悉く備はり、此の種の町村の施設としては、眞理想に近きものなりとなすを得べし。

又從事員は院長一名、細菌助手一名、調剤員代診、書記、看護婦、各一名其の他傭員二名にして、大正十三年度に於ける同病院の經費豫算は貳萬壹千九百八拾七圓、内本村の負擔額壹千四百拾壹圓なり。尙ほ同年度の取扱患者數は百七名なりき。因に編入當時に於ける本村選出の組合會議員左の如し。

芝村 福三 岡川 磯六 黒氏 長藏 七野 豊吉

次に最近數年間に於ける傳染病流行の状態を示さん

傳染病發生表

種別	大正九年			大正十年			大正十一年			大正十二年		
	患者	全治	死亡	患者	全治	死亡	患者	全治	死亡	患者	全治	死亡
赤痢	三	三	一	—	—	—	三	三	—	一	一	—
虎列刺	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
腸室扶斯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
實布的里亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
發疹窒扶斯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

痘瘡	一七	六	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
猩紅熱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベスト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
バラチブス	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
脳脊髓膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二五	一四	一	三	二	一	五	四	一	八	七	一

下水道

上水道の施設が近代都市衛生の必須條件なるか如く、下水道施設の完備亦之が必要缺く可からざるものなり。然るに下水道の施設は上水道の如く、日常生活に痛切に感する事少なければ、往々にして閑却せられんとするの傾向あるは、眞に遺憾なりとなざるべからず。

今本村に就いて之が施設を見るに、最近數年前までは農村にして、戸口も極めて渺なかりしかば、下水道の施設は左程必要を感じられざりしも、近年戸口の著しき増加を見、從來の農村は一變して住宅地或は商業地、又は工場地と化し、純然たる市街地をなすに至り、始めて下水道施設の完備は、之が必要缺ぐ可からざるものとなるに至れり。然るに現下村内の下水道の状態は、多く農村時代に於ける耕地の

排水溝たりし小溝を、其の儘下水道として使用し、何等特殊の設備を加ふる事なく、唯僅かに宇抵なる商家の櫛比せる方面に、一部掩蓋式とせらるゝ外は、何れも開放の儘なり。されば一朝豪雨を見んか、汚水は小溝に充満し、殊に夏季の候には悪臭を發散する等、公衆衛生上遺憾なる点なしとせず。而して斯くの如きは、獨り衛生上に於て遺憾なるのみならず、住宅地或は商業地としての此の地の、美觀を損すること亦甚しきものあり。されば本村の下水道施設に就いては、左程見るべきものなしとなざるべからず。

然れども本村の如く農村より、一躍市街地を形成するに至れる土地にありては、多方面の施設に迫はれて、下水道の施設にまで充分なる設備をなすが如きは、極めて困難なるものなれば、設備の不完全なるはむしろ當然の事にして、斯くの如きは獨り本村のみにあらず、附近の町村の孰れにも見らるゝ所の現象なり。されば本村に於ける下水道施設は、過去に於て見るべきものなく、之を將來に期すべきものなりとなざるべからず。

衛 生 組 合

本村は大阪市に接近して近年著しき戸口の増殖を見たりと雖も、未だ汚物掃除法の準用區域に指定せられず、ために村内の塵芥、汚物等の處分に就いては、村費を以て之をなす事なけれども、村内に衛生

組合の設けらるゝものありて、専ら之が任に當る事せり。即ち本村の衛生組合は、衛生法規に依る組合機關として組合長一人、評議員若干名を置き、組合長には歴代村長之に任じ、評議員のみ組合の公選を以て任ずる事せり。而して組合は事務所を村役場内に置き、常に塵芥、汚物の處分、下水道の掃除等は勿論、傳染病の驅除豫防に努むるところあり、而かも近年戸口著しく増大するに伴ひ、組合の事業は益々繁激を加へつゝありと雖も、事業は着々として整頓し、未だ曾て村内に怨嗟の聲を聞かず、其の成績亦見るべきものあり。然れども此の種の事業は、衛生上一日も忽緒に附すべきに非ざれば、常に村としても事業の獎勵に努むる所あり、以て益々其の成績を擧ぐるに至れり。

塵芥及屎尿の處分

尙ほ衛生上の問題として最後に記すべきは、塵芥並に屎尿の處分問題なりとなす。勿論塵芥は衛生組合に於て之が處分をなすと雖も、こは唯村内の塵芥、汚物を取り集めて一定の場所に捨つるものにして其の大部分は從來耕地の肥料として、農家に於て之を使用したるも、近年村内の耕地は著しく其の面積を失ひ、而かも塵芥の量は戸口増加と共に、年々に増加するものなれば、今や村内の耕地のみを以てしては、到底之を使用し能はざるに至れり。されば塵芥は村内各所に堆積せられて不潔甚だしく、殊に夏季に於ては惡臭を放ち不衛生を極むるものあり。而して斯くの如きは獨り衛生上有害なるのみならず、

住宅地としての村の美觀を損し、延ひては村の發展を阻碍する事多し。故に若し今回の市部編入の事なかりせば、遠からず本村も村營の塵芥焼却場を設けて、塵芥の處分をなすの必要に迫らるゝに至りしや必せり。次に屎尿の如きも數年前までは、耕地の面積廣く、従つて村内の分は素より他の地方より移入して、之が施肥に充てたる有様なりしが、今や全然正反對の現象を呈し、村内の屎尿の處分に就いて、苦慮せざるべからざるの状態となるに至れり。されば當然近き將來に於て、之が處分に窮するの時期至るべきを、豫想せらるつゝありしなり。

第十三章 上水道

村内の飲料水と上水道の必要

飲料水は人類生存の上に、必須も缺ぐべからざるものなれば、之が良否の如何は直ちに村民保健の上に頗ぶる重大なる關係を有するものなり。従つて飲料水の問題は、公衆衛生並に個人衛生の最も根本問題なりとなざざるべからず。されば上水道の問題は、當然衛生の項に於て叙すべきを至當なりとなせども、本問題は本村として頗ぶる重要な問題なれば、特に章を改めて茲に叙する事とせん。

今本村内の古來よりの飲料水の状態を見るに、由來本村は極めて水利に乏しく、河川の如きも纔かに

西部に十三間川あるのみにして、而かも明治の初年頃までは其の水も清澄なりしが、近時著しく溷濁して、全然之が使用に堪へざるに至れり。従つて村民の飲料水は専ら井水によるの外なかりしも、村内の井水は水質比較的良好にして、明治四十一年府衛生課に於て、村内井水の水質試験を行へる際にも、總數二百十八箇の中良水（飲料に適するもの）六十三、普通（煮沸して飲料に適するもの）七十八、不良（飲料に適せざるもの）七十七にして、即ち總數の六十五バーセントは飲料に適したり。されば其の農村たりし時代は素より、僅々十餘年前までは、戸口も左程稠密ならざりしかば、村民は敢て飲料水の不便を感じる事なかりき。

然るに近時住宅地として大阪市其の他の地方より移住する者年々に増加し、従つて戸口著しく稠密となるに及び、飲料水の需要日に激増し、到底從來の儘井水のみによつて満足する能はざるに至れり。而のみならず大阪市は勿論附近の町村に於ても、近來各地に上水道の敷設を見る事となりしかば、獨り本村のみが上水道の施設をなさざる時は、土地の發展上よりするも、多大なる支障を來たすは素より、村内には大阪合同紡績住吉支店の大工場を始め、幾多の工場の設けらるゝあり、之等の工場は何れも上水の不足に困難を感じ、ために著しく其の能率の増進を妨くるものありしかば、茲に本村に於ても數年前より、上水道の必要缺ぐべからざるの状態となるに至れり。されば既に七八年前より村内的一部には、上水道敷設の議起り、村當局に於ても之が必要を認め、且つ之が實現を期すべく努むるところありしな

上水道敷設難

斯くて上水道敷設の氣運は、年と共に著しく濃厚となるに至れりと雖も、村内に河川の流るものなれば、奈何せん單獨に水源を求めて水道を敷設するは、到底不可能の事にして、他町村と同様に大阪市より給水を仰ぐの外なく、而かも是れ亦其の距離遠隔なるがために莫大なる経費を要する所より、當時の本村の財政状態を以てしては、到底之が實現を見る事困難なる事情あり、ために遺憾ながら其の必要は之を認めながらも、之が實現を期する事能はず、荏苒日子を経過するのみなりき。然るに大正十年に至りて、既に一部上水道の敷設をなせる今宮、玉出の兩町に於ても、之が擴張の必要に迫られ、因て之が擴張工事をなさんとするの計畫あるを聞き、本村は此の機を利用して村内の上水道を新設すべく、偶々東成郡墨江村の上水道敷設を希望するものありしかば、茲に四ヶ町村聯合を以て幹線工事をなす事に決せり。

是れ實に本村としては上水道新設の絶好の機會にして、若し之が實現を見んか、經費も著しく節減せられ得るものあり、されば村當局は勿論村民に於ても、此の好機を逸せず之が實現を期し、直ちに水道委員を設けて之が準備に着手し、一方他の町村と屢々協議を重ねる所ありしも、各町村夫々利害を異に

するものありて、議容易に纏まらず、遂に墨江村は先づ聯合を去つて、單獨行動を探る事となるに至れり。斯くて本村は最末端の位置に立ち、經費其の他の点に於ても、著しく不利なる立場に陥る事となりしが、尙ほ本村は屈せず飽までも初志を貫徹すべく、一面には夫々専門家に依頼して設計書を作製し、一面には今宮、玉出兩町の當事者と交渉を重ね以て之が進捗を期する事せり。而して當時の設計に依れば、大阪市南區木津大黒町より十吋管を以て分岐し、勝間街道を南下して、今宮町の中央に於て同町内に分水し、夫より八吋管となし、玉出町に於て再び同町内に分水し、夫より六吋管を以て本村内に給水する筈なりしも、其の經費の分擔方法に就いて、今宮町と本村との間に、全然利害の相反するものあり、假に今宮側の主張に隨はんか、本村は到底其の負擔の過重なるに堪へざるものあり、更に又本村の主張に隨はんか、今宮町の負擔は増額するを免れず。然れども假に今宮町が單獨を以て工を起すに比せんか、尙ほ本村の主張に隨ふも、著しき經費の輕減を見るべき筈なるも、同町は其の位置最も有利なるを以て、可及的負擔の輕減を計らんとして、飽迄も自己の主張を固持して屈せざりしかば、議容易に纏まらず、空しく日子を費やす事實に二年有半の長きに及び、後には殆んど中絶の姿となり、容易に前途を豫想し得ざるに至り、村當局の日夜苦心の功も遂に空しく終るの止むなき狀態に陥れり。

上水道の完成

本村の上水道敷設計畫が、全たく行惱みの状態に陥らんとする時に當りて、偶々南方なる堺市が、其の水源たる大和川の夏季渴水のため、毎年夏季に於ける上水の不足に苦しみ、之が補給策として、大阪市より給水を仰ぐ事となり、阿部野橋より十八吋管を以て分水し、夫より阿部野街道に沿ふて南下し、堺市淺香山水源地に至る導水管を敷設する事に決し、兩市の間には既に給水契約並に鐵管敷設契約の成るものあり。而かも大阪市は堺市との契約をなすに當り、近く接近町村の市部に編入せらるべきを豫想して、沿道町村にして若し給水を希望する場合は、直ちに之に給水すべしとの條件を附し、以て該工事を承認せるを聞きしかば、茲に永年水道敷設難に苦しめられし本村は、大正十二年七月二十日堺市に對して給水の申込をなし、同時に大阪市の了解を仰ぐ事せり。

斯くて同十三年二月一日堺市との間に、導水管共用に關する契約を締結し、同年三月一日更に之が追加契約をなし、右十八吋の導水管より、住吉村宇氏神に於て、八吋管を以て分水する事となり、茲に始めて永年の希望は達せられ、村内に上水道敷設の實現を見るの機會に遭遇せり。されば直ちに日本水道衛生株式會社に依頼して、工事の設計をなさしむると同時に、之が工費六萬參千圓を十二年度特別會計水道費に計上し、内四萬八千圓は普通會計より繰入れ、殘額壹萬五千圓は之を村内有志の寄附金に俟つ事とせり。而して十二年度中に工事に着手する豫定なりしも、導水管の敷設工事遲れたるがために之を翌年度に繰越し、十三年四月始めて工事に着手し、同年八月中には全部鐵管の敷設工事を終へ、給水工

事亦著しく進捗を見るに至れり。然れども此の年稀有の旱天續きにて、堺市の水量著しく不足したるが上に、導水管の一部に假工事をなせる部分ありて、漸やく堺市の上水難を補ふのみに過ぎざりしかば、本村は九月中旬に至りて始めて通水を行ひ、以て一般村民に使用せしむる事となし、續いて同十月、通水式を舉行せり。

斯くて本村は數年來の希望茲に全たく達成せられ、而かも其の經費たるや、今宮、玉出の兩町と共に三ヶ町村聯合に依つて工事をなすよりも、遙かに少額を以てし、其の設備は反つて完全なるものあり。されば村當局の多年の苦心は完全に報いられ、曩に本村が苦しめられし今宮町との協調難は反つて意外の好結果を齎らすことゝはなるに至れり。

水道敷設費と設備の概要

尙ほ本村の上水道敷設に就いて特記すべきは、元來本事業たるや、一時に多額の經費を要するものにして、他の附近の町村に於ては、多く一時に之が財源を求むる能はずして、何れも巨額の町村債を起して、漸やく之が經費に充つるを例とせるに反し、獨り本村は總工費六萬參千圓中、四萬八千圓は普通會計中より直ちに之を補ひ、而かも村民の負擔を増す事なく、更に殘餘の壹萬五千圓は之を有志の寄附金に俟つ事とし、始めは寄附金の果して豫定額に達するや否やを危ぶまれし程なりしが、事實は頗ぶる

好結果にして豫定を超過する事五千餘圓の多きに及べり（後村が解散の際寄附金額の四分の一を拂戻せり）尙ほ給水戸數の如きも、同年十二月には九百餘戸の多きに昇れり。以て本村が如何に財政に餘裕ありしか、又反面に於て村民が如何に上水道の敷設を熱望したりしかを知り得べし。

次に其の設備の概要を示せば、住吉村字氏神に於て八時管を以て、十八時の導水管に連結し、夫より幹線は西に住吉街道に沿ふて村内字十王前に至り、紀州街道に出で、夫より更に字八幡に至り、同字百五十八番地先より北進して、字祇に至り、住吉橋筋を西に折れて、更に字粉濱なる大阪合同紡績の工場内に至る（以上八時鐵管）。次に支線は紀州街道に於て幹線より分岐せるを初めとして、幹線の各所に於て六時管又は四時管を以て分岐し、村内各方面に敷設せらる、此の他合同紡績の工場内には、私設の配水管を敷設するものあり。尙ほ村内に防火栓の設けらるゝもの十六ヶ所に及ぶ。而して村内給水戸數は十三年末に於て九百九戸を數へ、内専用栓六百五個、共用栓七十六個にして、給水方法は一般に放任給水なれども、特別の場合に限り計量給水をなし、十三年十月中の一日平均使用量は千七百二十九石にして、之が給水料金八百拾四圓、内計量給水三百六拾九圓なり。

第十四章 警備

警察行政

本村の警察行政に關しては村内字東の口四百五十番地に、住吉警察署の設けらるゝものあり、東成郡南部の住吉、墨江、安立、敷津、長居、依羅の六ヶ町村と共に、専ら之が所轄區域内に屬せしめらる。されば先づ住吉警察署の沿革並に組織の概要を述べん。

明治八年十一月羅卒の稱を廢して巡查となし、同時に各地に警察、出張所、並に屯所等の設けらるゝや當時の安立町新田、即ち現今の墨江村大字長峠の地に、第八住吉分屯所を設けらる。是れ即ち今の住吉警察署の濫觴にして、同九年十二月各警察署、出張所並に屯所の受持區域の定めらるゝに當り、本村即ち中在家、今在家の兩村は住吉分屯所の受持區域内に指定せられ、尋いで同十年二月出張所及び屯所の名稱改められしかば、即ち住吉分屯所は長堀橋警察署住吉分署と改められしも、同年十月獨立して住吉警察署となる。而して當時住吉署の所轄區域は現今の區域は素より天王寺村、平野郷町、喜連村、南百濟村、北百濟村等に及び頗る廣闊なるものなりき。されば同十三年二月には平野郷及び天下茶屋の二分署を設けらる。然るに翌十四年九月には堺警察署の分署となり、同時に平野郷町外六ヶ村を其の所

轄より分離せり。次いで同十七年一月天王寺警察署の分署とななり、越にて同三十年四月大阪市の第一次接近町村市部編入實施せらるゝや、平野郷警察署の分署となり、更に同四年四月平野郷警察署の所屬を離れて獨立する事となれり。而して當時の所轄區域は西成郡今宮、勝間、粉濱、津守の四ヶ村及び東成郡天王寺、住吉、墨江、安立、敷津、長居、依羅の合計十一ヶ村に亘る頗ぶる廣大なるものなりき尋いで同四十五年廳舍を現今の所に新築移轉し、後大正八年四月今宮警察署の新設せらるゝに及び、東成郡天王寺村及び西成郡今宮、玉出、津守の三ヶ町村は本署の管内を離れて今宮署の所轄内に移さる。

尙ほ左に明治十年以降に於ける住吉警察署の職員數を示さん。

往吉警察署職員表

年 次	警 部	警 部 補	部 長 巡 査	巡 査	書 記	合 計
明治 十 年 十 月	一		一	一	一	三
明治 三 十 年 四 月	一		一	一	一	三
明治 四 十 年 四 月	一	一	一	三	一	三〇
大 正 三 年 四 月	一	一	一	二五	一	五四
大 正 八 年 四 月	一	一	一	四七	一	八〇
大 正 九 年 四 月	一	一	三	四	一	八九
			一	三	二	三一
				二四		

大正十三年四月 一 一 三 三〇 二 三七

備 考

- 一 右表中大正八年四月の分は今宮警察署の設置せられざりし以前の數を示す
- 二 現時は前記の表に示せる數字の外本署の管内に請願巡査の數八名あり

次に本村の警察所轄の變遷を見るに、明治九年十二月住吉分屯所の受持區域に指定せられてより、同二十二年四月まで引續いて同署の所轄に屬したりしが、同月町村制の實施せらるゝと同時に、曾根崎警察署難波分署の管轄區域に屬せしめらるゝ事となり、更に同三十年四月再び住吉署の所轄に移され爾來現今に至るまで變る所なかりき。而して始め村内には明治二十二年會根崎署の所轄となると同時に、巡查駐在所の設けらるゝものあり、同三十年に住吉署の所轄に移されて後も永く之を存したりしが、後同署が其の廳舎を村内に移されてより廢止せらるゝ事となり、同時に住吉公園巡査派出所の受持區域に屬せしめらるゝに至れり。而して同派出所は巡查六名を置き、住吉公園、墨江村大字長嶺及び大字濱口の細江川以北、並に本村の一圓を受持區域とす。されば現時村内には巡查駐在所又は派出所の設けらるゝものなく、唯大阪合同紡績の工場に請願巡査一名を置くのみ。而して斯くの如きは從來本村が、戸口未だ左程稠密ならざりし時代にありては、是れを以て足れりとなせしならんも、今や村内は住宅、商家或是工場等節比して、純然たる街衢をなし、人口の如きも既に一萬數千を數ふるの大村となるに及びては

生産額一覽表

年 次	農產額	畜產額	水產額	工產額	合 計
大正九年	四九、五〇九	二、三五	古兎	四、四五、九四	四、五六、九一
同 十 年	三〇、一六一	一、〇二	一、一三	一、一四、六四	一、一八、〇一〇
同 十一年	九、四〇	三、〇五	四、〇六	一、五七、四六八	一、五三、九一
同 十二年	二、〇六	二、九二	不明	不明	不明

即ち右の表に依つて見るも、村内に於ける産業状態は略之を推察し得らるべし。

然れども前表の村内工産額中、其の約七割乃至八割までは、専ら大阪合同紡績住吉支店の工場に於て生産せらるゝ綿糸、綿布等の生産品を以て占めらるゝ所にして、僅かに其の二三割のみが、村内他の工場に依つて生産せらるゝに過ぎず、されば村内より右の大工場を除かんか、工産額も左程重要視せらるべきものにあらざるなり。即ち若し村内より大阪合同紡績の大工場を除かんか、本村は全く産業上見るべきものなしと稱するも敢て過言にあらざるべし。尙ほ左に最近數年間に於ける村内の、職業別に依る戸數を示さん。

職業別戸數表

年 次	農業	漁業	工業	商業	交通業	其他	無職業	合計
大正九年	一九	五	西	三七	四	一、四九三	二七	一、八四

同 十 年	一九	五	西	三五	八	二九	一、五〇二	三五	一、九八九
同 十一年	一八	二	五	三〇	一〇	三〇	一、九六六	五	二、四五四

備 考

右表中其他あるは工場從業者並に大阪市内外の會社銀行工場等に通勤する者、或は大阪市内に店舗、營業所等を有し以て之を經營する者及び、前表各項に該當せざる職業に從事する者等を合計したるものなり

即ち右の統計表に依つて見るも村内居住戸數の約八割までは労働者、給料生活者並に他への通勤者、又は直接生産業に關係を有せざる職業に從事する者、或は無職業の者を以て満たされ、殘餘の約二割が各自獨立して農工商或は漁業等に從事せるに過ぎず。是れ全たく本村が大阪市に附隨すべき郊外住宅地として、發展したる土地なるがために外ならず、而して斯くの如き現象は獨り本村のみにあらず附近の玉出、住吉等の諸村は何れも皆然り。即ち本村は産業上より見る時は、全然大阪市の延長に過ぎず、假に本村が永久に獨立の自治体として大阪市に對立するも、産業上に於ては全然大阪市の一部と見做さるべきものなれば、今次の大阪市編入の事たるや、此の点よりするも極めて當然の歸結なりとなざざるべらず。

農業

本村は十數年前までは純然たる農村なりし事、既に前項に述べたるが如し。即ち本村は土地極めて平坦にして、而かも地味比較的沃饒なりしかば、農産物も甚だ豊富にして、村民は開發の當初より農業を以て其の生活の基礎となせしものゝ如し。而してこは中在家村由緒記に依るも略之を推察し得らるゝ所なり。然れども村内の耕地は既に述べたるが如く、極めて水利に乏しく、ために古來木津、難波、今宮勝間、西高津、清堀（吉右衛門肝煎地）等と共に畠塙八ヶ村の内に數へられし程なれば、水田は中在家今在家兩村を通じて僅かに三反歩に過ぎず、他は悉く畠地にして、米の產額は全たく見るべきものなかりき。本村の古來よりの耕作の狀況を見るに、古き時代の事は何等記録の徵すべものなれば、今之を詳かにする能はざれども、徳川の末年より明治初年の頃に於ける重要農産物は棉花、蔬菜、麥、甘藷等にして、其の產額は面積に比して著しく豊富なるものあり、殊に本村は海底の漸次露出して、陸地化したる土地なれば、棉花の栽培には最も適當したるがために其の產額は最も著しく、極めて豊富なるものありき。即ち明治十二三年の頃には其の產額、中在家、今在家の兩村を合すれば、一ヶ年三萬五六千斤の多きに達せり。又當時藍の產出も稍見るべきものありしこ謂ふ。然るに明治十三四年の頃より漸次外棉の輸入を見るに至るや、たちまちにして内地棉花は外棉のために壓倒せられて、間もなく市場より驅逐せらるゝに至りしかば、さしもに盛なりし本村の棉花栽培も急に衰微して、同二十二三年の頃には殆んど棉花の栽培は其の跡を絶つに至れり。尙ほ其の後一時藍の栽培は相當盛なるに至りしも、之には殆んど棉花の栽培は其の跡を絶つに至れり。尙ほ其の後一時藍の栽培は相當盛なるに至りしも、之には殆んど棉花の栽培は其の跡を絶つに至れり。

亦人造藍の發明せらるゝや、全たく需要を失ひしかば、幾何もなく其の產出を見ざるに至れり。

斯くて本村は一時最も旺盛を極めたる棉花の栽培廢れしかば、唯一の主要農産物を失ひ、次いで起れる藍の栽培も亦衰へ、其後は専ら麥、蔬菜、甘藷等のみとなり、ために農家は一時非常なる打撃を受け從つて村内は著しく疲弊せり。然れども漸次其の頃より、村内には大阪合同紡績住吉支店の設けらるゝ等、產業上に著しき變化を來たす事となり、農業は漸次衰微するの傾向を示せり。されば其の後は麥の栽培も逐年に衰退し、甘藷亦漸次其の產出を減少して、遂には蔬菜のみを以て、村内唯一の農産物となり至れり。而して蔬菜は近く大阪市の一大需要地を控へたるが上に、之が主要施肥たる人糞尿を得るに頗ぶる便利にして、且つ最近に於ては之が汲取は一々汲取料金を徵收するものなれば、一面に於ては農家の副業として、相當の收入を得るところより、蔬菜の栽培は今尙ほ盛にして衰ふる事なし。

翻つて村内耕地の状態を見るに、明治二三十年の頃までは戸口も少なく、村落は中在家、今在家及び新家の三部落の村の東南部に存在するのみにして、其の他は悉く耕地なりしかば、其の面積六十四町歩の多きを數へたり。然るに同三十三年には大阪合同紡績住吉支店の村内に設けらるゝあり、更に同四十一年の頃より南海鐵道は電車の運轉を開始し、一方には阪堺電鐵の設けらるゝ等交通の便益々開け、村内の戸口著しく増加するに從つて、耕地は次第に其の面積を失ふ事となり、尋いで大正七八年頃の我國經

境界未曾の好況時に遭遇するや、村内にも大小の工場簇出し、又一面此の頃より大阪市の膨脹著しく、ために本村は其の餘勢を受けて郊外住宅地として、大阪市内に店舗又は營業所を有する者にして、此の地に住宅を營なむ者、或は市内の官公衙、會社、銀行、商店、工場等に通勤する人々の、本村内に住宅を定むる者等著しく増加し、戸口愈々稠密となるに至りしかば、從來の耕地は年々に住宅地、或は工場地と化し、次第に其の面積を失ふに至れり。されば大正九年の頃には耕地の面積四十一町歩となり、更に其の後戸口益々增加して、家屋の數著しく激増せしかば、恐らく編入當時には三十二三町歩に減少したりしならん（大正十二年以降の耕地の面積に關する、正確なる調査の結果を知る能はざれば、正確な數字を以て示す能はず）。即ち今や耕地として殘れるは、僅かに總面積の約四割に過ぎず。

而かも其の耕地中にも字陣屋前の空地を始めとして、全然耕作せられず、空地の儘放任せらるゝもの頗ぶる多し。従つて大正十四年三月本村の解散當時に於て、實際に耕作せられつゝある耕地の面積は、恐らく十四五町歩即ち村内全面積の二割内外に過ぎざりしなるべし。されば農家の數も自然減少して、自作農、小作農を合して、僅かに十八戸に過ぎざるに至れり（此の數字は大正十二年末調査に依る）。而して現今の耕地は村の北部のみに限られ、其の產額の如きも、殆んど見るべきものなきは前項に述べたるが如し。尙ほ左に最近數年間に於ける、村内農產物の種類及び產額を示さん。

主要農產物收穫表

類	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
二、〇三五 <small>畠</small>	一、二四二 <small>円</small>	六四〇 <small>円</small>	八一六 <small>円</small>	
一〇二	一二〇			
四、〇〇〇	四、三二〇	一、五〇〇	四、九五〇	
四五〇	二七〇			
一、〇〇〇	五、〇〇〇	三〇〇	三〇〇	
一、七〇〇				
一八〇	九五〇	六〇〇	八〇〇	
八、〇〇〇				
一八〇				
一、六一〇	三、〇〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	
一八〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、六二〇	
二、一〇〇	六〇〇	一、八〇〇	一、二〇〇	
一二〇	二二〇	一五〇	二六〇	
三五〇	一、〇五〇	五〇〇	四八〇	
瓜				
瓜				
瓜				
瓜				
白				
南				
牛				
胡				
葱				
蕪				
蕪				
羅				
菜				
根				
芋				
椒				
諸				
粟				
甘				
蕃				
青				
漬				
蕪				
大				
麥				
種				

茄

子

六〇〇〇

五〇〇〇

七〇〇〇

七、六〇〇

水

菜

六〇〇

五〇〇

一

計

二九、四二七

二四、七六三

一五、五四〇

二一、四二六

波

穂

一、〇〇〇

一

即ち右の産額表に依つて見るも、本村は今や全たく農村の面影を没したりとなすも、敢て過言にあらざるなり。而して之を三十年前の純然たる農村なりし時代に比較せんか、全たく隔世の觀なき能はざるべし。

漁業及畜産業

本村は既に述べたるが如く古來農業最も盛なりしと雖も、昔時村の西部は直ちに住吉浦の海に面し、而かも附近の海面は古へより蛤其の他の貝類の名產地なりしかば、漁業も亦最も早くより開け、村民中漁業に從事する者頗ぶる多かりき。殊に今在家村の如きは、耕地の面積極めて少なく、而かも村落は比較的人家密集せりと謂へば、恐らく村民の過半は漁業に從事したものゝ如し。又中在家村に於ても、村民中漁業に從事する者ありしは勿論のことなり。然るに後世海面は漸次埋れて、海は次第に村の西邊を遠ざかり、村民の漁業を營なむに不便となるに至れり。然れども尙ほ明治の初年までは漁業稍盛なりし。

しものゝ如く、明治十二年に記されたる兩村の村誌には

民業 男農業に從事する者五十八戸、漁業に從事する者三十五戸、云々（以上中在家村）男農業に從事する者三十五戸、薪炭業者四戸、漁業に從事する者百八戸、云々（以上今在家村）
とあり、されば以て此の地が昔時漁業の如何に盛なりしかを知るべきなり。殊に今在家村は農村と稱するよりも、むしろ漁村と稱すべき程なりしなり。斯くて其の後年と共に漁業は著しく衰退に赴き、同十二年の町村制實施當時にありては、漁業に從事する者村内に五十戸となり、更に同三十四五年の頃には殆んど漁業を續くる者なく、終には全たく其の跡を絶つに至れるのみか、今や海面は本村を去る一里餘の遠きに及び、むしろ本村が昔時漁村なりしこと謂へば、反つて聞く者をして寄異の感を抱かしむる程なり。又以て村内の產業の變遷が如何に甚だしかりしかを知らるべきなり。

尙ほ本村は古來畜産業に就いては全然見るべきものなく、唯僅かに農家の副業として養鶏をなす者ありし位に過ぎざりしが、近年戸口の漸次密集するに従ひ、遂には之すら殆んど見られざるに至れり。

商業

本村は古來村民の大部分は、専ら農業及び漁業に依つて生活を營なみしかば、商業の見るべきものなく、而かも北には大阪市の大商業地を控へ、南には古き堺の開港場あり、村民は商取引をなすにも専ら

之等の地を利用したりしかば、敢て商業の隆盛を必要とせざりしなり。されば農産物の取引も多く他の方面に於て行はれ、殊に主要農産物たる棉花の如きも、多く隣村勝間村に於て之が取引をなされたりし謂ふ。尙ほ隣村勝間村が村民中に全國各地に行商するもの頗ぶる多く、勝間商人の名は廣く各地に知られたるにもかゝわらず、本村は斯くの如きものもなかりしものゝ如し。是れ全たく本村は耕地左程廣しこなすにあらざれども戸口極めて少なく、地味沃饒にして農産物は豊富なるものあり、且漁業亦盛んにして海產物亦多かりしかば、村民は之を大阪市内に持出し、或は住吉社參の者に商ひて、比較的安易なる生活を續けたるがために外ならず。

斯くの如く本村は古來商業の殆んど見るべきものなく、唯村の東部紀州街道に沿へる新家の地が、古くより住吉社參の客を相手に所謂住吉名物たる金魚、蛤、ごろ／＼煎餅、昆布、竹馬、糸細工、麥藁細工、人形等を商へるもの多く、而してこは攝津名勝圖會にも記されたる所なれども、これとて特に商業として舉ぐ可き程のものにあらず、唯住吉神社が各地より參詣人の多く集まるところより、之等の人々に土產物を商へる小店の軒を並べたるに過ぎざるなり。

斯くて村は近時著しき發展をなし、今や人口一萬以上の大村となり、耕地の大部分は住宅或は工場と化し、従つて村内の商家の數も著しく其の數を増加せりと雖も、之等の商家は何れも、附近住民の日用品を商ふ小賣商人のみにして、何等特筆すべきものなきのみならず、動ともすれば之等の小賣商人すら

も大阪市内の商人に壓倒せられんとする傾向あり。然れども將來此の地が益々戸口稠密となり、且つは東方の住吉村が、住宅地として漸次發展を見んとするものあり、又西方の敷津村附近の工場地として將來の發展を豫期せらるゝものあれば、本村の地は其の中間に位し、當然商業地區として、其の將來は南大阪に於ける繁華の中心を以て目せらる。されば本村の商業はむしろ、今後に於て大いに期待せらるゝものなくんばあるべからず。

尙ほ村内には現時二ヶ所に市場の設けらるゝものあり、一は粉濱聯合市場と稱し、日用品の廉賣市場なれども、何等特殊の施設をなすものにあらず、唯小賣商人の集團に過ぎざれば、敢て特記する程のものなしと雖も、近時村内の戸口の著しき增加に伴なひ、日を追ふて漸次盛なるものあり、されば其の將來は最も期待せらるゝものあり。而して他の一は粉濱共同市場と稱し、青物、魚鳥、乾物等の取引稍盛なるものあり、されば次項に之を略記せん。

共同市場

本村には明治十年頃より、宇東の口に毎年六月一日より十二月末日まで青物、魚鳥、乾物の取引を行ふ市場の設けらるゝものあり、之を中心市場と稱し、明治二十二年まで村内唯一の市場として、村内の青物並に魚貝類は、多く此の市場に依つて取引せられたるも、同年宇抵に新たに青物市場の開設せら

るものあり、之を今在家市場と稱せり。而して其の取扱品目並に開市の期間は前者と同様にして、爾後村内に兩市場の併立する事となり、村内は素より附近の諸村より、農産物の供給漸次増加するに至れり。されば同三十六年六月十日此の兩市場を合併して、字底の一ヶ所となし、名づけて粉濱共同市場と稱し、同時に市場の規則を改めて、一年を通じて毎日取引をなす事とせり。斯くて其の取扱品目も青物魚鳥、乾物となせども、明治初年の中在家市場の當時は、未だ村内に漁業の盛なるものありしかば、青物の外魚貝類の取引亦稍見るべきものありしが、其の合併後に於ては専ら青物のみとなり、他の品目は殆んど之を見る能はざるに至れり。而のみならず此の種の市場は、隣村たる玉出町に二ヶ所、墨江村大字上住吉に一ヶ所、安立町に一ヶ所と云ふが如く、附近の町村に多數存在するものあり、且つは大阪市内の木津、難波等の市場の頗る盛なるものあれば、其の取引高の如きも左程多しとなすべからず、最近一ヶ年の取引高約八萬餘圓なり。殊に近年村内は素より、附近の諸村が著しく耕地の面積を失ひしかば農產物の如きも和泉河内方面のもの多く、附近の物産は年々減少するの傾向あり。然れどもこは全く時勢の進運の然らしむる所にして、必然の勢となさざるべからず。

村内の金融状態

本村は其の位置及び其の他種々の事情に依り、商業の振はざりし事既に前項に述べたるが如し。され

ば村内に大商賈の存するものなく、而かも最近までは純然たる一農村に過ぎず、戸口の如きも極めて少なく、又一面工業に於ても近年著しく發達したりと雖も、合同紡績の工場を除けば、左程大規模の工場なく、従つて資金の運轉も左程頻繁なるものなかりしかば、一般に金融業者の着目する所とならず、ために金融機關の發達左程見るべきものなかりき。

而のみならず本村の金融上には、最近頗ぶる遺憾なる出来事の起りし事ありて、村民中には多大なる損害を被り、今尚ほ痛手の癒はざるものあり。即ち株式會社大阪銀行（資本金拾萬圓頭取岡崎繁左衛門）が稍久しき以前より、其の住吉支店を村内字東の口に開設して、村内唯一の金融機關たりしが、同銀行は信用程度も極めて薄弱なりしにもかゝわらず、村内には他に銀行の設けらるゝものなかりしかば、村民の之を利用するもの渺からざりき。然るに大正十一年末の關西金融界の一大恐慌時に際し、大阪銀行も亦日本積善銀行破綻の餘波を受けて、急に預金の取付に逢ひ、遂に同年十二月二十二日には一時閉店の已むなきに陥り、村内の金融上に一大波瀾を惹起せり。斯くて後預金の一部を拂戻し、同時に其の組織を一變して、資本金を二百萬圓に増額し、翌十二年七月再び開店の運びに至れるも、其の内容甚だ不備なるものありしかば、開店後僅かに二ヶ月を出でずして、同年九月には再び支拂不能に陥り、遂に閉店の止むなきに至れり。而して其の後終に開店の機至らず、波瀾に波瀾を重ねながら、同十三年十月上旬には、破産の宣告を受くるに至れり。されば之がために村民中には其の被害を受くる者頗ぶる多く、

其の金額亦多額に達し、本村の金融史上一汚点を印する事とはなれり。

尙ほ此の他に早くより村民の金融機關として墨江村大字長峠に百三十銀行住吉支店の設けらるゝものありて、村民の之を利用する者亦多かりき。後同行は安田銀行に合併せられて、今は安田銀行住吉支店となり、益々信用確實なるものあれば、現時村民の之を利用する者頗ぶる多し。次に近時又住吉神社の鳥居前に大阪貯蓄銀行住吉支店の新設せられしかば、之に預金する者多しこ雖も、何れも他村の域内にあり今は村内に銀行全たく存せず。

然れども村内には古くより粉濱信用組合なるものゝ設けらるゝあり、以て村民の金融機關として、金融上資するところ多し。されば左に其の概要を記さん。

粉濱信用組合

本村は前項に述べたるが如く、金融機關の發達極めて遅々たるものあり。されば村民の金融上多大なる不便を感じるところありしを以て、年と共に信用も加はり、従つて業務の成績亦漸次良好となり、遂に永く村内唯一の金融機關として、逐年著しき發達を見るに至れり。されば左に累年の成績を示さん。

年 次	出資口數	拂込金額	貸付金	貯金
明治四十三年度	一五	九三・〇〇〇	九五・〇〇〇	三・〇〇〇
大正二年度	二三	一、五三・九〇	五、八三・〇〇〇	五、七八・八〇
同 五年度	三二	一、八四・九〇	五、三七・〇〇〇	三、九七・〇〇〇
同 七年度	三七	一、八三・九〇	三、〇七・五〇	七、一〇七・四〇
同 九年度	三五	一、六二・一五	二、七五・五〇	一九、四七一・三〇
同 十一年度	二九	一、九二・四〇	一、五、三三・四〇	二、四二七・西〇
同 十二年度	二七	二、四六・七〇	一、五、三三・四〇	一、五、三三・四〇
同 十三年度	二〇	二、七〇・〇〇	三、七〇・九〇	八、八一・九〇

されば以て本組合が、如何に發達せしかを知り得べきなり。尙ほ本組合は事務所を村役場内に置き、現時の組合長は七野力松其の衝に當る。

工 業

本村は古來工業の全然見るべきものなく、唯僅かに明治二十年頃より一時綿紬通の產出を見たりと雖も、其の產額は左程著しきものなく、而かも間もなく綏通の海外輸出止みしかば、自然本村も亦其の產出を見ざるに至れり。然れども村は其の位置大阪市の商工業地に接近せるが上に、南海鐵道の村の中央部を貫通し、住吉驛（後に廢せられて村内に粉濱驛設けらる、交通の項参照）の設けらるゝものあり、紀州街道は其の東側に略之と併行して、諸車の交通便利なるが上に、西部は十三間川の舟楫の便あり、且つ西南方には近く住吉川の舟運の便ありて、水陸交通の便よく開け、而かも北方今宮玉出の兩町に比すれば、其の住宅地として利用せらるゝ事幾分遅れたるがために、明治三十三年大阪合同紡績住吉支店の大工場の設けられしを始めとして、其の後漸次工場の新設せらるゝものあり、殊に大正八年の頃より續々として設けらるゝもの多く、今や工產物は村内の生産額中の九割五分以上を占むるに至れり。而して今左に村内に於ける主要なる工場、並に其の大正十二年の生産額を表示せん。

工 場 名	生 產 品	產 額	代 表 者	創 立 期
大阪合同紡績住吉支店	綿糸及綿布	三、八〇、二九六・〇〇	谷口 房藏	明治三十三年
合資會社仁田バイブ工場	鐵 管	九、一三〇・〇〇	仁子三四三	大正五年

寺 本 伸 鐵 所	伸鐵及平鐵	西、〇〇〇・〇〇	寺 本 要治	大 正 七 年
中 島 引 抜 鋼 管 工 場	引抜鋼管	一〇〇、〇〇〇・〇〇	中島敬治郎	大 正 十 年
三 星 管 工 場	真鑄及鋼管	四五、三九・〇〇	箕田彥三郎	大正十一年
田 中 製 樂 所	工業用單寧酸	四〇、〇〇〇・〇〇	田中清次郎	明治四十年
東 亞 聖 筆 株 式 會 社	白 墨	四〇、〇〇〇・〇〇	原田虎次郎	明治三十九年
合 資 會 社 住 吉 織 物 工 場	綬通絨藍其他	三、二四〇・〇〇	香林 廣次	明治四十四年
神 田 鑄 造 所	銑鐵鑄物	三、〇〇〇・〇〇	神田 ツタ	大正十一年
日本ベン先株式會社	ペ ン 先	一九、八〇〇・〇〇	立川泰之助	大正七年
若栗メリヤス編立工場	綿メリヤス	一九、五〇〇・〇〇	若栗兵之助	大正九年
進藤編ネクタイ工場	絲編メリヤス	六、〇〇〇・〇〇	箕田彥三郎	大正三年
河 合 刷 毛 製 造 所	刷 毛 類	五、〇〇〇・〇〇	河合清之助	大正九年
淺 野 鍍 金 工 場	自 轉 車 ス ポ ー ク	五、〇〇〇・〇〇	淺野喜次郎	大正十年
土 橋 コ ロ ッ プ 製 造 所	コ ロ ッ プ	三、四〇〇・〇〇	淺野喜次郎	大正十二年
株 式 會 社 河 原 電 機 製 作 所	キ イ ソ グ ゲ ッ ト	二、八〇〇・〇〇	小 川 平 馬	大正十二年

尙ほ左に本村の最近に於ける工產物の種類、及び產額に就て表示せん。

工產物及產額表

年 次	綿糸綿布	機械工具	化學工業品	飲食物	雜	合 計
大正九年	三、九三、七〇円	二六八、七七円	一七三、〇五〇	一五、〇八〇	西、四四五	四、四六二、九四〇円
同十年	九四、七七	一七〇、二三〇	五〇、〇〇〇	六三、二三一	一四、九五五	一、一四、六〇四
同十一年	九九、一四〇	三八、三二	二〇九、七一	三三、二三三	七〇、〇五五	一、五二七、四六八

村 農 會

年 次	綿糸綿布	機械工具	化學工業品	飲食物	雜	合 計
大正九年	三、九三、七〇円	二六八、七七円	一七三、〇五〇	一五、〇八〇	西、四四五	四、四六二、九四〇円
同十年	九四、七七	一七〇、二三〇	五〇、〇〇〇	六三、二三一	一四、九五五	一、一四、六〇四
同十一年	九九、一四〇	三八、三二	二〇九、七一	三三、二三三	七〇、〇五五	一、五二七、四六八

村内には村農會の設けらるゝものあり、其の創立は頗ぶる古く明治二十八年本村が、尙ほ純農村なりし時代に創立せられたるものにして、是れ即ち同二十六年府に於て郡、町、村農會規約標準を制定し、之を發表せしに基けるものにして、其の目的とする所は云ふ迄もなく、時勢の進運に伴ひ農事の改善發達、並に農村の振興を期するものにして、農村にありては必要缺く可からざる機關なり。而して更に其の細目を擧ぐれば、種苗の改良、畜産及び副業の獎勵、農產物の調查、荷造及貯藏に關する事項の研究耕地整理及灌漑排水の改良、農家の勤儉貯蓄獎勵、製產品の販路擴張、肥料農具等の購入斡旋等にして當時本村は純農村にして、耕地の面積も六十町歩以上にして、農家の戸數も百數十戸の多きを算し、麥蔬菜、甘藷等の農產物も豊富なりし時代なれば、從つて村農會も村内の必須機關として、會員も多く其

の組織も亦極めて整然たるものありしや必せり。然るに其の後漸次農業は衰退に赴き、明治三十年の項には麥蔬菜等の作付反別六十五町歩餘なりしものが同四十年の頃には四十四町歩餘となり、更に其の後耕地の面積は、年と共に著しく減少するの状態なりしかば、從つて農家の數も漸次減少して、遂に近年農家の數は僅々十七八戸に過ぎざるに至れり。ために村農會の必要も漸次薄らぎしかば、自然村農會も衰微するのやむなき状態に陥れり。殊に近年は村農會も殆んど有名無實の有様にして、何等特筆すべきものなし。然れどもこは全く時勢の進運の然らしむるところにして、必然の結果なりとなざるべからず。尙ほ現時の村農會長は羽田利八其の衝に當る。

第十六章 神社

本村は古來住吉村なる生根神社の氏地にして、もと村内に塞神社（無格社）二社存したりしも、明治四十年十一月之を生根神社の境内に移して、其の境内末社として祀ること、せしかば、今は村内に神社の鎮座するもの全くなし。

生根神社

生根神社は住吉神社の北方一町餘なる同村字開野にあり、古への住吉岸の岸頭に鎮座す。即ち其の位

置は本村の東南部字十王前に連る。今は郷社に列せられ、祭神は少彦名命にして、境内に天滿宮を合せ祀れり。因つて之を俗に奥天神とも稱す。祭神少彦名命は神皇產靈神の御子にして、大國主命が出雲の御大の御前にましませし時、高天原より降り、海上より水禽の皮を着けて、天の羅摩の船に乗りて來り給ひ、大國主命と共に相携へて國土の經營をなし給へり。而して大國主命は武勇絶倫なりしに對して、命は頗ぶる經營の才に長じ、兼ねて技術に長じ給ひしかば、或は人民及畜産のために疾病を治するの方を定め、或は鳥獸昆虫等の災害を除かんがために、禁厭の法を設け給ひて民を安んじ、其の業に樂しましむるの道を講じ給へり。而して後常世國に渡り給へりと云ふ。されば後世命は我日本民族にとり、極めて大なる幸福と利益とを授け給ひし神として、全國到る處に奉祀せられ、殊に醫藥並に釀造の神として、醫藥業者並に釀造業者の尊信する所なり。次に天滿宮は菅原道真公を祀れるものにして、道真は參議刑部從三位是善の子にして、少にして博覽強記、文章を善くし、和漢の學に精通せり。長ずるに及びて文名益々顯はれ、貞觀年間文章生に擧げられ、同十六年には從五位下兵部、民部の少輔、元慶年間には文章博士從五位上、寛平三年には藏人頭、四年には從四位下左京太夫、五年には左大辨勸解由長官兼春宮亮、六年遣唐使として出發せんとして果さず、間もなく遣唐使は道真の獻言に依つて廢止せらる。後七年には從三位中納言にて春宮太夫を兼ね、八年には民部卿を、九年には權大納言右近衛大將に進み又中宮權太夫を兼ねて正三位に叙せられ、遂に右大臣に進みしが、左大臣藤原時平と合はず、其の讒に

よりて延喜元年大宰權師に貶せられ、翌二年五十七歳を以て大宰府に薨す。後延長元年本官に復し、正二位に叙せられ、更に後正一位太政大臣を贈らる。而して公は後天德三年始めて北野に奉祀せられてより更に全國各地に祀らるゝに至れり。

本社は式内の大社にして、四度の官幣に預れども、其の縁起詳かならず、後文明十四年十二月二十四日天滿宮を社地に祀り、紅梅殿と稱せしより奥天神の名あり、蓋し奥の文字を冠するは、大海神社の奥にあるより起りし稱ならん。而して攝津志には『生根神社の所在詳かならず、或は住吉村にありて今奥天神と稱せりと云ふ、西成郡勝間村、今在家村、中在家村共に祭祀に預る』とあり、又攝陽詳談には天神社なる掲題の下に『同所(住吉村)住吉神社廻廊の北にあり、祭る所菅丞相道真公なり、世に奥天神と號す』と記せるのみにして生根神社の事を記さず。されば徳川の中世頃は全たく生根神社なるもの認められず、専ら奥天神と稱し、天滿宮としてのみ知られたるものゝ如し。もと住吉神社の攝社にして神宮寺の僧奉仕し來りしが、明治五年十月分離して郷社に列し、同四十一年神饌幣帛供進社に指定せらる。社地一千五十三坪を有し、殿舎建物は本殿切妻千鳥破風木造檜皮葺(桁行一間三分五厘、梁行一間二分)拜殿入母屋千鳥破風瓦葺(桁行三間九分五厘梁行二間二分)、繪馬堂(木造瓦葺桁行六間五分梁行二間七分)、社務所(木造瓦葺建坪三十二坪五合)、境内社に菅原神社(切妻流造木造瓦葺桁行四尺二寸梁行四尺二寸)、塞神社(堂社造瓦葺桁行一間五分梁行二間)、塞神社(入母屋瓦葺桁二尺梁二尺五寸)、龍王神社

(切妻瓦葺桁行二尺五寸梁行二尺七寸)、積貸神社(入母屋瓦葺桁行三尺梁行二尺四寸)、其の他周囲には透屏を繞らし、中門、南門、西門あり、又社庫、祭器庫等あり。而して本殿は其の建築の年代詳かならざれども、寶永五年徳川綱吉は住吉神社の修造の際、共に本殿の修覆に着手せしも、同六年正月十日薨去せしかば、一時中止せしも、更に家宣工を進めて同年五月成就して、八月十五日に遷宮式を擧げたり又繪馬堂は昔時神宮寺の前にありし住吉神社の廻廊の一部なりと傳ふ。

次に境内末社菅原神社は既に述べたる所なるも、他は何れも合併社にして、塞神社二社は共に本村内に鎮座せしものなれば、別項に記す事せん。而して龍玉神社はもと住吉村字龍王に鎮座し、祭神は彦龍神、姫龍神、保食神なり(明治四十一年一月十四日合併)。種貸神社はもと敷津村大字村上新田字利隆に鎮座せり(明治四十四年十月十八日合併)。尙ほ昔時境内に觀音堂ありて、奥の觀音又は中の觀音とも云ひ、像は口碑に依れば神功皇后三韓征伐の御船の帆檣を以て刻みしものなりと傳へ、一名帆檣觀音とも稱せりと云ふ。然るに明治初年神佛分離せられしかば爾後其の像紛失せり。尙ほ本社の例祭は十月九日夏季祭は七月九日にして、氏地は本村の外住吉村、墨江村大字上住吉、同長峠、敷津村大字村上なりとなす。

塞神社(二社)

今は共に生根神社の境内末社となれども、一社はもと中在家村字祇にあり、祭神は八衢彦神、八衢姫神にして、社地東西四間、南北七間、面積二十八坪を有し、其の由緒詳かならざれども、中在家村明細帳に依れば、保元二年始めて此の地開發の砌、地中より二箇の石を掘出せしかば、之を地神として崇拜せりと云ふ。祭日は毎年三月十六日及び十一月十六日にして、古來中在家村には祭禮田と稱するものあり、粉濱家子孫の共有にして、之が年收を以て祭禮の費用に充つる事とし、其の遺風近年まで存續せり。

一社はもと今在家村字八幡にあり、社地東西十二間、南北七間、面積八十四坪にして、祭神は八衢彦神、八衢姫神の外に八幡大神、稻荷大神を祀れり。而して社は安政三年二月十日に鎮祭す。以上兩社は共に無格社なりしを、明治四十年十一月六日許可を得て之を現在の所に合祀せり。

琴比羅神社(廢)

村内字岸の下にあり、社地東西十間、南北七間、面積七十坪にして、大物主神を祀れり。文化七年九月十五日中在家村の小林忠兵衛なる者、住吉村字姫松に社宇を設けて奉祀せしも、後一時之を自宅に祀り、更に明治元年再び前記の所に祀りしものにして、明治三十年の頃まで存したりしも、今は全たく其の址を止めず。

勸業係

(兼)

長畠正義

水道係

技手

宮島外良雄

衛生係

(兼)

長畠正義

書記

小倉幸次

書記補

井手マサ

昭和二年五月三十日印刷
昭和二年六月五日發行

著者
作人兼
人七野力松

大阪市西成區粉濱町一六二番地

印刷人西口安治郎

大阪市西成區有樂町一九番地

印刷所株式阪南印刷所

大阪市西成區有樂町一九番地

發行所 粉濱村誌編纂委員會